

令和7年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（経済産業省経済産業政策局投資促進課）

項目名	租税条約ネットワークの拡充		
税目	—		
要望の内容	<p>日本企業による取引や投資の実態、要望等を踏まえ、我が国の経済の活性化や我が国課税権の適切な確保に資するよう、租税条約ネットワークを迅速に拡充すべくその内容や交渉相手国の選定について、各省庁が連携して具体的な検討を行う。</p>		
	<p>平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)</p>		<p>— 百万円 (— 百万円) (— 百万円)</p>

<p>新設・拡充又は延長を必要とする理由</p>	<p>(1) 政策目的</p> <p>我が国経済の活性化のためには、日本企業の海外展開を推進し、成長が見込まれる新興国市場等においてシェアを獲得することで外需を取り込み、さらにその海外で得た利益を我が国に還元することが重要である。</p> <p>しかし、日本企業の進出先国においては、高税率な源泉課税により十分な収益の国内還流が損なわれる、課税権を決定する重要な指標である PE (Permanent Establishment：恒久的施設) の認定範囲が不明確なため予見されていない課税を受ける、税務紛争に発展した場合の税務当局間の相互協議等の実効的な法的枠組みが構築されていない、等の課題がある。</p> <p>また昨今、新興国等において日本企業が不当な課税を受けるケースが増加しているところ、今後、新興国等が BEPS プロジェクト最終報告書の本来の主旨に反して、制度改正等を実施する場合には、不適切な課税が助長されることが懸念される。</p> <p>加えて、租税条約の新規締結・改正は、海外から国内への投資環境を税制面から整備することにつながるため、海外企業や外国人による我が国への投資拡大を促進する観点からも租税条約ネットワークの拡充は重要といえる。こうした点を踏まえ、租税条約の新規締結・改正を促進し、そのネットワークの迅速な拡充を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>租税条約は、投資所得（配当・利子・使用料）の源泉税率の上限の設定や、PE の範囲の明確化、両国税務当局間の相互協議メカニズムの確立等の機能がある。こうした機能は、日本企業の投資予見性の拡大、進出先国における利益の我が国への還元の促進や、進出先国での課税問題の改善のために極めて重要な役割を果たす。</p> <p>日本企業の海外投資が積極的に行われている現在において、日本企業の進出先国における事業環境、投資環境のイコールフットィングを確保し、整備していくことが大きな課題である。</p> <p>また、我が国に進出、投資を行う海外企業や外国人にとって、我が国へのさらなる投資拡大を促進する観点から、租税条約の新規締結・改正を通じて、我が国への投資環境の整備を図ることも重要である。</p> <p>このため、引き続き、投資の動向、我が国の産業界のニーズ、他国との競争条件等を踏まえ、交渉相手国の選定について具体的な検討を行い、近年の経済情勢の変化に対応した租税条約の新規締結、改正による質的・量的な租税条約ネットワークの拡充を推進していくことが必要である。</p>		
<p>今回の要望（租税特別措置）</p>	<p>合理性</p>	<p>政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>2. 対外経済関係の円滑な発展</p>
		<p>政策の達成目標</p>	<p>日本企業の海外投資及び利益の我が国への還元の促進、進出先国における課税問題の改善</p>
		<p>租税特別措置の適用又は延長期間</p>	<p>—</p>
		<p>同上の期間中の達成目標</p>	<p>—</p>

	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	海外に進出する日本企業及び我が国に進出する外資系企業等への適用が見込まれる。
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	租税条約ネットワークの拡充により、日本企業の海外投資及び利益の我が国への還元の促進、進出先国における課税問題の改善等が見込まれる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	同一の目的である他の措置はない。
	予算上の措置等の要求内容及び金額	同一の目的である他の措置はない。
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	日本企業の海外投資及び利益の我が国への還元の促進、進出先国における課税問題の改善等の効果が見込まれるため、租税条約ネットワークを拡充することは妥当。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	—
	前回要望時の達成目標	—

	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>令和6年8月1日現在、我が国は、81カ国・地域との間で租税条約等（※）を適用済み。今後も日本企業の更なる海外投資及び利益の我が国への還元の促進、進出先国における課税問題への対応のため、引き続き、租税条約ネットワークの拡充が必要。</p> <p>※二重課税の回避、脱税及び租税回避等への対応を主たる内容とする条約（いわゆる「租税条約」）及び「日台民間租税取決め」</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成25年度以降、租税条約ネットワークの拡充を要望。</p>	